

令和3年2月22日

各位様

千葉県森林組合南部支所
支所長 三橋 裕

安全衛生特別教育研修の実施案内について

このことについて、下記のとおり安全衛生教育研修を実施いたしますので、参加希望がありましたら、各研修日の10日前までに別添受講申請書を提出するようご案内いたします。

1 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成12年労働基準局発第66号通達

刈払機の点検、操作

開催日 令和3年4月9日（金）

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

2 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成12年労働基準局発第66号通達

刈払機の点検、操作

開催日 ~~令和3年5月11日（火）~~ 定員に達しました。

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

3 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当

開催日 ~~令和3年5月17日（月）～19日（水）~~ 定員に達しました。

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

4 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成12年労働基準局発第66号通達

刈払機の点検、操作

開催日 令和3年6月10日（木）

会場 千葉県林業サービスセンター

- 5 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 ~~令和 3 年 6 月 16 日（水）～18 日（金）~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 6 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 3 年 7 月 5 日（月）
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 7 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 3 年 8 月 2 日（月）
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 8 車両系木材伐出機械等特別教育（走行系）
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 7 号の 2
（平 2 5 告示第 1 2 5 号）
開催日 令和 3 年 8 月 24 日（火）～25（水）
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 9 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 令和 3 年 9 月 6 日（月）～8 日（水）
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 10 車両系建設機械 3 t 未満特別教育
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号
開催日 令和 3 年 9 月 16（木）～17 日（金）
会 場 千葉県林業サービスセンター（学科）
植畑研修センター（実技）

- 11 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 3 年 9 月 24 日（金）
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 12 機械集材装置の運転業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 7 号該当
開催日 令和 3 年 10 月 14（木）～15 日（金）
会場 千葉県林業サービスセンター

- 13 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 3 年 11 月 5 日（金）
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 14 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 令和 3 年 11 月 15 日（月）～17 日（水）
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 15 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 令和 3 年 12 月 13 日（月）～15 日（水）
会場 千葉県林業サービスセンター

- 16 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 令和 4 年 1 月 17 日（月）～19 日（水）
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

17 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成 12 年労働基準局発第 66 号通達

刈払機の点検、操作

開催日 令和 4 年 2 月 4 日（金）

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

18 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当

開催日 令和 4 年 2 月 21 日（月）～23 日（水）

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

19 車両系木材伐出機械等特別教育（伐木系）

労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 6 号の 2

（平 2 5 告示第 1 2 5 号）

開催日 令和 4 年 3 月 1 日（火）～2（火）

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

20 車両系建設機械 3 t 未満特別教育

労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号

開催日 令和 4 年 3 月 17（木）～18 日（金）

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

※研修申込用紙については、研修 10 日前までに下記申込先住所までお送り下さい。

※チェンソー、刈払機講習については、上記研修日程以外についてもご相談下さい。

また、出張講習については、チェンソー10名以上、刈払機5名以上であれば実施いたします。

但し、交通費別途 南部支所～現地までの往復距離×30 円、及び有料道路利用の場合は実費請求させていただきます。

（土日、祝日の場合 1 日につき 10,000 円を負担していただきます。）

※NPO 団体等に対してのチェンソー、刈払機等安全講習会も実施しておりますのでご相談下さい。

申請費用 (研修費 1 週間前までに下記振り込みください)
チェンソー特別教育 22,000 円 (林災防 会員 20,000)
刈払機 10,800 円 (// 9,800 円)
機械集材装置 30,000 円 (// 28,000 円)
車両系建設機械 10,000 円
車両系木材伐出機械 37,000 円 (// 35,000 円)
(走行系)

振込先 受講料振込先

振込先 : 君津市農業協同組合 清和支店

口座番号 : 普通 1623305

口座名義 : 千葉県森林組合 南部支所

※申し込み先と研修場所が異なりますので確認をお願いします。

研修場所は、2 会場ありますので確認願います。

1 会場 千葉県林業サービスセンター

住所 富津市宝竜寺 11

2 会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

住所 君津市植畑 632

申込先

千葉県森林組合 南部支所 担当 木村、小林、右近

住所 君津市西栗倉 135 Tel 0439-37-2004 FAX 0439-37-2007